

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月1日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月10日から25年7月15日まで  
② 昭和27年12月5日から28年6月1日まで

昭和24年3月にC社へ入社し、27年12月までの期間において、同社D事業所及び同社E事業所を建設するため、継続して測量調査に従事していたにもかかわらず、24年4月10日から25年7月15日までの期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

また、昭和27年12月にA社へ入社し、同社B事業所F課等で勤務した。入社後、異動はあったものの、60年12月31日に同社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、27年12月5日から28年6月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の記録及びA社から提出された在籍証明書により、申立人が昭和27年12月1日から60年12月31日まで同社に継続して勤務（昭和27年12月1日に同社B事業所F課へ入社し、28年4月1日に同社同事業所F課から同社同事業所G課に異動）していること、及びH健康保険組合が設立された同年5月1日から61年1月1日までの期間において、同組合に加入していることが認められる。

また、A社B事業所は、昭和28年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に

なっていることが確認できるところ、申立人が元同僚とする者（6人）の年金記録及び同社の証言により、同社B事業所G課に所属していた者（4人）については、同年3月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社B事業所では、厚生年金保険の適用事業所となった後、G課に所属していた者について、直ちに被保険者資格を取得させていたと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月1日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和27年12月5日から28年4月1日までの期間については、申立人がA社B事業所F課で勤務していることが確認できるものの、i) 同社B事業所の厚生年金保険の適用時期が同年3月1日であること、ii) 前記元同僚（6人）のうち、同社B事業所F課に所属していた者（2人）については、同年6月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、同社B事業所はF課に所属していた者について、事業所の厚生年金保険への適用直後には被保険者資格を取得させていなかったと推認されることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和28年4月及び同年5月の標準報酬月額については、同年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人が元同僚とする者（3人）の年金記録が確認できることにより、申立人がC社I事業所で勤務していたことはうかがえるものの、そのうち1人から聴取しても、申立人の当該事業所での勤務期間及び勤務状況等を特定できる証言が得られない上、昭和26年5月以降同社の業務を引き継いだJ事業所にも、申立人に係る資料は無い。

また、申立人は、申立期間①において、既に交付されていた厚生年金保険被保険者証をC社E事業所へ提出したこと、当該事業所から厚生年金保険被保険者証の交付を受けたこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料

も無い。

なお、C社I事業所及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が記載されていない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年9月1日まで  
学校を卒業してA社B工場に入社し、昭和22年8月末ごろまで勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者資格が21年4月1日で喪失している。  
申立期間についてもA社B工場に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を覚えている同僚（一人）の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことがうかがえるが、当該同僚は、「申立人がいつまで勤務したか明確な記憶は無い。」としている。

また、A社は、申立期間当時の人事記録等を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時の経理及び社会保険事務の担当者を覚えていない上、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先の判明した同僚（一人）に照会しても、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について関連資料や証言等を得ることができない。

加えて、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が名前を覚えている同僚については、申立期間において標準報酬月額の変更処理が数回行われているが、申立人については、標準報酬月額の変更処理が行われた形跡はみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から同年7月1日まで  
昭和25年から40年8月に退職するまで、A社（現在は、B社）で勤務していたのに、同社C出張所で勤務していた33年3月から同年6月までの期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。

A社C出張所で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「A社D支店C出張所」の写真及びB社の回答により、申立人は申立期間においてA社C出張所で勤務していたことがうかがえるが、B社から提出された人事記録には、申立人は昭和25年に勤務していた記載はあるものの、入社年月日は35年1月1日となっており、申立期間において雇用されていたことが確認できない。

また、オンライン記録では、A社C出張所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

さらに、申立人が勤務していたA社C出張所の上部組織である同社D支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっておらず、適用事業所となっていた同社E出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番が無いことが確認できる上、申立人が同社C出張所勤務後に異動した同社F出張所での勤務期間については、同社本社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は同僚の氏名を覚えておらず、申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険料控除について証言を得ることができない上、申立人が事業主により給与から保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金

台帳等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 3 月 10 日から 46 年 1 月 5 日まで

昭和 41 年の春頃、A社の社長にスカウトされ、51 年 3 月まで店長や営業担当役員等として勤務した。当時、同社は管理会社のB社のもと、店のチェーン展開をしていた。

入社に際し、年金などはすべて保障するとの条件だったのに、勤務していた約 10 年間のうち 5 年 4 か月間しかB社で厚生年金保険の被保険者になっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容が具体的である上、申立人から提出されたA社の勤続 10 年の感謝状により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。また、B社の元社長の証言等により、当時、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、申立人を含む同社の一部の社員を、厚生年金保険の適用事業所であったB社の社員として厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

しかし、A社及びB社はすでに解散しており、賃金台帳や源泉徴収簿等の資料は無い上、当時の経理担当者も死亡しており、申立人の元同僚（二人）からも、申立期間当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険への加入状況について具体的な証言が得られない。

また、申立人は、昭和 43 年 12 月 1 日及び 46 年 1 月 5 日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる厚生年金保険被保険者証を所持している上、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は 44 年 3 月 10 日に被保険者資格喪失後、同年 4 月 1 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、B社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原



票で確認しても、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 富山厚生年金 事案 540

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 8 月 22 日から 27 年 2 月 5 日まで  
② 昭和 28 年 4 月 29 日から 31 年 7 月 2 日まで  
③ 昭和 31 年 9 月 25 日から 32 年 4 月 1 日まで

昭和 25 年 1 月から 34 年 3 月まで、A 社（昭和 30 年 6 月に B 社に社名変更）に勤務していたのに、申立期間①、②及び③の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 27 年 2 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚（3 人）についても、申立期間①における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A 社は、昭和 37 年 2 月に解散しており、当時の事業主は死亡している上、連絡先が判明した同僚（3 人）及び当時の社会保険事務担当者に照会しても、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

申立期間②については、A 社は、昭和 29 年 12 月 1 日に全喪しており、同年 12 月以降の期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 28 年及び 29 年の給与明細書を一部保管しているが、当該給与明細書によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする同僚（2 人）についても、申立期間②における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

申立期間③については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人

は昭和 31 年 7 月 2 日に B 社 C 出張所において被保険者資格を取得し、同年 9 月 25 日に被保険者資格を喪失したとされている上、同名簿には「証返納済」の記載が確認できることから、申立人が同年 9 月 25 日に資格喪失する際に、健康保険被保険者証を返納している状況がうかがえる。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚（3 人）についても、申立期間③における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、連絡先が判明した同僚（1 人）に照会しても、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。